

MIYAWAKA SUKUSUKU



子育てガイドブック みやわか「すくすく」



宮若市は、「すべての子どもの笑顔のためにみんなで支える子育てのまち」をめざし、安心して子どもを産み、育てられるまちづくりを行っています。

パパ、ママや転入家庭のサポート

応援宣言

月々の負担を軽減！ 家賃補助制度

宮若市内の民間賃貸住宅にお住いの、新婚世帯、子育て世帯の方に家賃の一部(月額上限2万5千円)を最長36ヶ月(3年間)にわたって補助します。原則として、対象要件を満たしてから、6ヶ月以内の申請が必要です。

宮若市の家賃補助

月々 **2.5** 万円

最高 **90** 万円

※最長36ヶ月(3年間)
※交付は年払いとなります。

新婚世帯家賃補助金 (転入者に限りません)

- 夫婦の合計年齢が70歳未満の新婚夫婦
※ただし、婚姻届の提出日前日において、夫婦いずれかが市外住民である場合、年齢制限は適用しない。
- 婚姻届が受理された月から3年未満であり、宮若市内に定住している夫婦
※新婚世帯家賃補助金は再婚でも対象となります。

対象者
全てに
該当する方

子育て世帯家賃補助金 (転入者世帯限定)

- 就学前のお子さんを扶養し同居されている方
- 宮若市に転入してから3年未満である方
※転入日において、お子さんがいない世帯も、転入日から36ヶ月以内に出生した場合は対象となります。ただし、補助対象期間は転入日から認定申請日までを36ヶ月から差し引いた残りの期間となります。
- 転入前の3年間で宮若市外住民であること

新婚夫婦のいずれかが
自己の居住の用に供するために
賃貸借契約を締結した住宅

対象
住宅

申請者が、本市に転入し、
新たに民間賃貸住宅の賃貸借契約を締結して、
居住を開始した住宅

対象条件など詳しくはお問い合わせください。 **お問い合わせ** まちづくり推進課 ☎32-0773 ※その他、家賃の条件等があります。

応援宣言

夢のマイホーム取得を応援！ 定住奨励金制度

宮若市では、市内に住宅を新築または購入した人を対象に住宅にかかる固定資産税相当額を奨励金として7年間交付します。

宮若市に家取得で

最高 **105** 万円

7年間の奨励金制度

※年間上限15万円の交付を受けた場合。
※毎年10月末までに申請する必要があります。

対象者

- 宮若市に永住(定住)することを目的として、市内に自己の居住のための住宅及び土地を取得した人

※ただし、次の場合は対象外となります。
・贈与や相続されたもの ・現在、市内に住宅を所有している人が、この住宅を建て替え、またはさらに住宅を取得する場合
・市税及び国民健康保険税並びに各種使用料等の滞納がある人 ・過去に宮若市から定住奨励金の交付を受けた人

対象住宅
及び土地

(対象となる住宅)

- 平成20年1月2日から令和6年12月31日までに取得し、登記が完了した住宅

玄関、トイレ、台所、浴室及び居室があり、床面積が50平方メートル以上280平方メートル以下

(対象となる住宅)

- 対象となる住宅を建築するために取得し、令和6年12月31日までに登記が完了した土地
330平方メートル(100坪)を超える部分については対象外

申し込み方法など詳しくはお問い合わせください。 **お問い合わせ** まちづくり推進課 ☎32-0773

リコリス子どもまつり

生涯学習センター宮若リコリスにて、年に一度開催しています。ステージ発表や工作体験など子どもたちが参加できる楽しいイベントを行っています。

お問い合わせ▶ 社会教育課社会教育・文化推進係 ☎32-3210

親子ふれあいタイム

毎月1回子育て支援センターさくらんぼにて子育てに関する講演会や親子ふれあいイベントを開催しています。

詳細はP21

IPPO(いっぽ)

はじめて子育てをするお母さんと生後2~4ヶ月の赤ちゃんのための育児支援プログラムです。子育てが楽しくなる講座を行っています。

詳細はP23

イベントや講座

\\ 子育てって楽しいね //

ここで紹介するイベントなどの日程は、宮若生活(広報)や市のホームページなどでお知らせします。

おはなし会

図書司書によるおはなし会です。市立図書館本館で毎月第1土曜日、分館で毎月第3土曜日に読み聞かせ等を行っています。このほか、ボランティア団体によるおはなし会を不定期で行っています。

詳細はP24

みやわがわいわいサークル

小・中学生を対象に、学校休業日を活用して、子どもたちの「自ら学び、自ら考える力」や「豊かな人間性」などの「生きる力」を育むことを目的とし、ボランティア指導者の協力により、スポーツ教室や文化教室を行っています。

お問い合わせ▶ 社会教育課社会教育・文化推進係 ☎32-3210

パパ's Kitchen

小学生とそのお父さん(おじいちゃんもOK)を対象にした料理教室です。年に1回、参加無料で開催しています。

お問い合わせ▶ 保護人権課人権福祉係 ☎32-0765

応援宣言

多子世帯の 利用者負担額(保育料)減免制度

詳細はP28、34

宮若市では、多子世帯における経済的負担の軽減を図るとともに定住化を促進するため、18歳まで(18歳到達後の最初の3月31日まで)の児童を養育している世帯が保育所等に入所した場合、第2子、第3子以降の児童の利用者負担額を減免します。

【減免後の額】

第2子 **1/2** 第3子以降 **無料**

対象者

児童が2人以上いる世帯において、以下の全てに該当する場合は申請の対象となります。

- 保育所等(届出保育施設含む)に入所している児童(市内、市外は問いません)
- 市に対して納付すべき市税、利用者負担額、負担金、使用料等の滞納がない児童の保護者(父母又は児童の生計を維持している者)

お問い合わせ▶ 子育て福祉課 ☎32-0517

応援宣言


「子ども医療費」 支給制度

詳細はP41

宮若市の子育て世帯に対し、子どもの医療費の一部を助成します。

- 未就学の乳幼児の場合
退院・入院を問わず自己負担なし
- 小学1年生から中学3年生児童の場合
(通院) 自己負担**1,200円/月**(上限)
(一医療機関につき)
(入院) 自己負担**500円/日**
(月7日上限)

お問い合わせ▶ 市民課 ☎32-4004



すべての子どもの笑顔のために みんなで支える子育てのまち



みやわか「すくすく」をご覧になる方へ

宮若市では、地域全体で子育てを見守り、心身ともに健康な子どもが育つまちづくりに取り組んでいます。このみやわか「すくすく」は、これから子育てする方や現在子育て中の方々へ、子育てに関するサービスや各種制度など色々な子育て情報を紹介しています。どうぞ日々の生活の中でご利用ください。

紙面の都合上、簡略な説明になっています。詳しくは、それぞれの担当窓口へお問い合わせください。子育てに喜びや楽しみを感じ、子どもたちの笑顔にあふれるまちとなることを願っています。

Contents

妊娠・生まれたら

- 母子健康手帳 …………… P3
- 妊婦健康診査 …………… P3
- 赤ちゃん訪問 …………… P4
- 乳幼児の健診 …………… P4

医療機関

- 定期予防接種 …………… P5
- 小児救急医療電話相談 …………… P6
- 休日当番医 …………… P6
- 小児科のある休日・夜間急患センター …………… P6
- 市内医療機関一覧 …………… P7・8
- 市内医療機関地図 …………… P9・10

困った時の相談窓口

- 育児の専門相談・教室 …………… P11
- 宮若市家庭児童相談室 …………… P12
- 育児電話相談 …………… P12
- 不妊や不育に関する相談 …………… P12
- 自立相談支援室（困りごと相談室） …………… P13
- 福岡県の子育て関係電話相談窓口 …………… P14
- スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、
教育相談員 …………… P15
- 主任児童委員 …………… P15
- 児童虐待ストップ …………… P16
- 乳幼児発達相談 …………… P17
- 児童発達支援 …………… P17
- 放課後等デイサービス …………… P18
- 障害児等療育支援事業 …………… P18
- 障害者支援センターすぎっぴ …………… P18
- 直轄地区障がい者基幹相談支援センターかのん …………… P19
- 直轄地区障がい者虐待防止センターかのん …………… P19
- 日中一時支援事業 …………… P19
- 移動支援事業 …………… P20
- 医療的ケア児（者）在宅レスパイト …………… P20

親子交流の場

- 子育て支援センター …………… P21
- 子育てサロン …………… P22
- 子育て交流会 …………… P23
- すくすくわらべ …………… P23
- 育児支援プログラム IPPO …………… P23
- ブックスタート …………… P24
- おはなし会 …………… P24
- 公園へおでかけ …………… P25
- 子育てバリアフリーマップ …………… P26

はじめての集団生活

- 保育所・認定こども園等 …………… P27
- 宮若市多子世帯利用者負担額(保育料)減免事業 …………… P28
- 幼稚園 …………… P29
- 保育所・幼稚園地図 …………… P30
- 幼児教育・保育の無償について …………… P31
- 企業主導型保育事業 …………… P32
- 届出保育施設（企業主導型保育施設含む）の
利用者へ利用者負担額を補助します …………… P33
- 市立小学校の入学手続き …………… P35

子育てお手伝いします

- 病児保育事業 …………… P36
- 子育て短期支援事業 …………… P37
- 一時預かり事業 …………… P37

放課後の居場所

- 学童保育所 …………… P38
- スポーツ少年団 …………… P39・40

各種制度・手当

- 児童手当 …………… P41
- 子ども医療費（乳幼児）公費負担制度 …………… P41
- 子ども医療費（児童）公費負担制度 …………… P42
- 就学援助 …………… P42
- 特別児童扶養手当 …………… P42
- 障害児福祉手当 …………… P43
- 児童扶養手当 …………… P43
- ひとり親家庭等医療費公費負担制度 …………… P44

毎日の暮らしに役立つ情報

- 子育て応援の店 …………… P45
- ふくおか子育てパーク …………… P45
- 子育て用品リユースセンター …………… P45
- チャイルドシート貸出 …………… P45

妊娠・
生まれたら

医療機関

困った時の
相談窓口

親子交流の場

はじめての
集団生活

子育て
お手伝いします

放課後の居場所

各種制度・
手当

毎日の暮らしに
役立つ情報

妊娠・生まれたら

妊娠がわかったら？

母子健康手帳

おめでとうございます。妊娠がわかったら、早めに健康対策係で妊娠の届出を行い、母子健康手帳の交付を受けましょう。母子健康手帳は、妊娠中の定期健診をはじめ、乳幼児健康診査や予防接種などに必要です。

母子健康手帳交付時には、さまざまな制度等の案内や健康面におけるアドバイスが受けられます。また、妊娠に関して困っていること、相談したいことがある場合は、健康対策係へご連絡ください。

お問い合わせ先

健康福祉課健康対策係 ☎ 32-1177

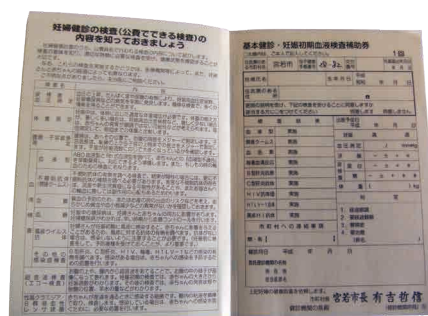


妊婦健康診査

お母さんと赤ちゃんの健康チェックはとても大切です。定期的に健康診査を受けましょう。母子健康手帳交付時に妊婦健康診査補助券をお渡しします。妊婦健康診査の14回分の補助を受けることができます。

お問い合わせ先

健康福祉課健康対策係 ☎ 32-1177



マタニティマーク

市では、母と子にやさしいまちづくりを目指して、母子健康手帳をお渡しするときに、マタニティマークのついたグッズをプレゼントしています。このマークを妊産婦さんが身につけ、交通機関等を利用する際に周囲が妊産婦さんへの配慮をしやすくし、妊産婦さんにやさしい環境づくりを推進するものです。



赤ちゃんが生まれたら？

赤ちゃん訪問

生後4か月までのお子さんを対象に健康対策係より連絡を行い、訪問しています。赤ちゃんの体重測定や子育てのさまざまな不安や悩みについてお答えします。宮若市の育児情報の提供も行っています。

お問い合わせ先

健康福祉課健康対策係 ☎ 32-1177



乳幼児の健診

お子さんの発達や健康状態を定期的に確認しましょう。乳児・1歳6か月児・3歳児健康診査対象児には健康診査票を、2歳児歯科健診の対象児には歯科診査票を送ります。場所は保健センターパレットで行います。詳しい日時は、保健事業カレンダー、広報誌か市ホームページでご確認ください。お子さんの成長を確かめられる大切な健診です。忘れずに受診しましょう。

お問い合わせ先

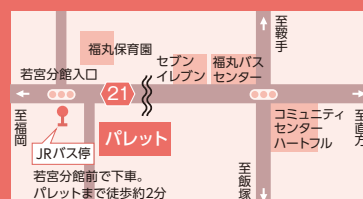
健康福祉課健康対策係 ☎ 32-1177

健診	対象	内容	持参品
健康診査	4か月児 7か月児 12か月児	身体計測、内科診察、離乳食相談、育児相談、歯科相談（7か月児のみ）、ブックスタート（4か月児のみ）	母子健康手帳 健康診査票
	1歳6か月児	身体計測、内科診察、歯科診察、育児相談、栄養相談、歯科相談	
	3歳児	身体計測、尿検査、目と耳の検査、内科診察、育児相談、栄養相談、歯科診察、歯科相談	母子健康手帳 健康診査票 健診当日の朝一番の尿
歯科健診 フッ素塗布	2歳児	歯科診察、ブラッシング指導、歯科相談、フッ素塗布（希望者のみ）	母子健康手帳 歯科診査票

保健センターパレット

〒822-0113

宮若市金生 1064-1



妊娠・
生まれたら

医療機関

相談窓口
困った時の

親子交流の場

はじめての
集団生活

子育て
お手伝いします

放課後の居場所

各種制度・手当

毎日の暮らしに
役立つ情報

医療機関

予防接種はいつ受けるの？

定期予防接種

お問い合わせ先

健康福祉課健康対策係 ☎ 32-1177

【対象・接種回数など】下の定期予防接種（一類疾病）一覧をご覧ください。

【場 所】福岡県内指定医療機関

【料 金】無料

【持参品】母子健康手帳、予診票（医療機関にもあります。）

種 類	対象年齢		標準的な接種年齢	回 数	
BCGワクチン	生後 12 か月未満		生後 5 か月～生後 8 か月	1 回	
H i b ワクチン	初回	生後 2 か月～60 か月に至るまでの間にある者	生後 2 か月～生後 7 か月に至るまで	生後 12 か月に至るまでの間に、27 日以上あけて 3 回	
	追加		初回終了後 7 か月～13 か月において	初回終了後、7 か月以上あけて 1 回	
小児用肺炎球菌ワクチン	初回	生後 2 か月～60 か月に至るまでの間にある者	生後 2 か月～生後 7 か月に至るまで	生後 24 か月に至るまでの間に、27 日以上あけて 3 回	
	追加		初回終了後 12 か月～15 か月において	生後 12 か月に至った日以降に、初回終了後 60 日間以上において 1 回	
B 型肝炎ワクチン	初回	生後 12 か月未満	生後 2 か月～9 か月に至るまで	初回 27 日以上あけて 2 回	
	3 回目			1 回目終了後 139 日以上あけて 1 回	
四種混合ワクチン ・百日咳 ・ジフテリア ・破傷風 ・不活化ポリオ	1 期初回	生後 3 か月～90 か月に至るまでの間にある者	生後 3 か月～生後 12 か月	20 日～56 日間隔で 3 回	
	1 期追加			1 期初回接種終了後 12 か月～18 か月	1 回
二種混合ワクチン ・ジフテリア ・破傷風	2 期	11 歳以上 13 歳未満の者	11 歳～12 歳	1 回	
麻しん風しん混合ワクチン (MR ワクチン)	1 期	生後 12 か月～生後 24 か月に至るまでの間にある者		1 回	
	2 期	5 歳以上 7 歳未満の者で、小学校就学 1 年前から、1 年間（年長児）		1 回	
水痘ワクチン	初回	生後 12 か月～36 か月に至るまでの者	生後 12 か月～生後 15 か月までの間	1 回	
	追加		1 回目終了後、6 か月～12 か月において	1 回終了後、3 か月以上あけて 1 回	
日本脳炎ワクチン	1 期初回	生後 6 か月～90 か月に至るまでの間にある者	3 歳～4 歳	6 日～28 日間隔で 2 回	
	1 期追加		4 歳～5 歳 (1 期初回終了後おおむね 1 年おく)	1 回	
	2 期	9 歳以上 13 歳未満	9 歳～10 歳	1 回	
子宮頸がんワクチン	12 歳となる日の属する年度の初日から 16 歳となる日の属する年度の末日までの間にある女子		13 歳となる日の属する年度の初日から該年度の末日までの間	①サーバリックス：1 か月以上あけて 2 回接種後、1 回目から 5 か月以上、かつ 2 回目から 2 か月半以上あけて 1 回 ②ガーダシル：1 か月以上あけて 2 回接種後、3 か月以上あけて 1 回	
口タ	口タリックス	2 回	出生 6 週から 24 週	初回接種を生後 2 か月から生後 14 週 6 日後までの間	27 日以上
	口タテック	3 回	出生 6 週から 32 週		27 日以上

※予防接種は内容に変更がある場合があります。詳細については、健康対策係へお問い合わせください。

急病・救急のときは？

小児救急医療電話相談

夜間に急な病気、ケガに関する相談を経験豊かな看護師、又は必要に応じて小児科医がアドバイスします。

【相談内容】子どもの急な病気（発熱、下痢、嘔吐、けいれん等）、ケガに関すること

【受付時間】（平日）19時～翌朝7時 【電話番号】#8000

（土曜）12時～翌朝7時 【筑豊地域】飯塚病院 TEL 0948-23-8270

（日祝）7時～翌朝7時

休日当番医

【診察時間】9時～17時

【実施医療機関】市ホームページに掲載

※当番医や診療時間は都合により変わることがありますので、受診前に必ずお電話でお確かめください。



小児科のある休日・夜間急患センター

直鞍急患センター（直方市山部）

【小児科診療時間】土・日・祝日：18時～23時

盆（8月13日～8月15日）の夜間：18時～23時

年末年始（12月30日～1月3日）の夜間：18時～23時

毎月第2・4日曜日：9時～18時

【電話番号】28-2840

飯塚病院救命救急センター（飯塚市芳雄町）

【診療時間】16時30分以降もしくは外来休診日に診察

【電話番号】0948-22-3800

宗像地区急患センター（宗像市田熊）

【診療時間】平日19時30分～翌朝6時

土曜日18時～翌朝9時

日・祝日9時～翌朝6時

GW・盆・年末年始はHP等で確認してください。

【電話番号】0940-36-1199



妊娠・
生まれたら

医療機関

困った時の
相談窓口

親子交流の場

はじめての
集団生活

子育て
お手伝いします

放課後の居場所

各種制度・手当

毎日のくらしに
役立つ情報

市内医療機関一覧

医療機関名	住 所	電話番号 市外局番(0949)	診療科目
安倍病院	長井鶴 250-3	32-0080	内、外、循、呼、胃
あらまき内科クリニック	本城 678-4	28-9528	内
有吉病院	上有木 397-1	33-3020	内、小、皮、循、消、リハ
禱(いのり)若宮医院	沼口 967-1	52-1777	内、胃、循、リハ
尾上小児科医院	宮田 76-5	32-0084	小
鞍手共立病院	龍徳 554	22-2057	脳、内、精、神
光陵パークサイドクリニック	鶴田 2051-13	32-0073	内、循
しもかわクリニック	磯光 1236-1	28-7310	内、循
菅井眼科麻酔科医院	宮田 4839-2	32-0322	眼、麻
宮若整形外科医院	龍徳 1106-17	32-1833	内、整、リハ
杉坂クリニック	宮田 241-136	32-3650	内、外、胃、肛、呼、リハ
千々和耳鼻科医院	本城 729-3	32-0083	耳、気
けいあいクリニック	宮田 4795	32-0323	内、外、小
藤井医院	本城 436	32-0117	内、循
宮田病院	本城 1636	32-3000	内、外、整、循、小、耳、皮、 リハ、呼、消、肛、泌、麻、放、 脳
山桜クリニック(休診中)	本城 723	34-1200	内、リハ
山近内科医院	本城 569-1	32-0135	内、消
吉原循環器科内科	竹原 299-1	52-0073	内、循
青木歯科医院	宮田 4811	32-0662	歯
えとう歯科クリニック	本城 1132-1	33-1122	歯、小歯、矯歯、歯口外
大曲歯科医院(休診中)	竹原 339-1	52-3406	歯
上鶴歯科医院	福丸 250	52-0176	歯、小歯、矯歯
鴨川歯科医院	磯光 1378	32-0553	歯
きむら歯科医院	本城 436	32-5575	歯
佐々木歯科医院	宮田 64-9	33-3025	歯、小歯、矯歯
佐野歯科医院	磯光 673	32-0458	歯、小歯、歯口外

医療機関名	住 所	電話番号 市外局番(0949)	診療科目
塩川歯科医院	長井鶴 235	33-1580	歯
武田歯科医院	宮田 225-2	32-1842	歯
ともなが歯科医院	龍徳 1124-4	32-1055	歯、小歯、歯口外
橋本歯科医院	本城 541-1	32-1175	歯、小歯
長谷川淳歯科医院	宮田 53-7	32-2700	歯、小歯、矯正
やまもと歯科クリニック	本城 678-4	32-1184	歯、小歯、矯正、歯口外
吉成歯科医院	福丸 386-1	52-3333	歯、小歯、矯正、歯口外
宮若ひぐち歯科	福丸 295-1	28-7234	歯、小歯、矯正、歯口外

※診療時間等は医療機関にお尋ねください。診療科目等については、変更される可能性があります。(令和3年8月時点)

内科、外科、消化器科、耳鼻咽喉科、泌尿器科、放射線科、胃腸科、リウマチ科、精神科、
肛門科、気管食道科、麻酔科、呼吸器科、循環器科、小児科、整形外科、
脳神経外科、眼科、皮膚科、リハビリテーション科、歯科、歯口外：歯科口腔外科、
矯正：矯正歯科、小歯：小児歯科、神経内科

急患対応病院

直鞍急患センター（直方市山部）

【小児科診療時間】土・日・祝日：18時～23時

盆（8月13日～8月15日）の夜間：18時～23時

年末年始（12月30日～1月3日）の夜間：18時～23時

毎月第2・4日曜日：9時～18時

【電話番号】28-2840

飯塚病院救命救急センター（飯塚市芳雄町）

【診療時間】16時30分以降もしくは外来休診日に診察

【電話番号】0948-22-3800

宗像地区急患センター（宗像市田熊）

【診療時間】平日19時30分～翌朝6時、土曜日18時～翌朝9時

日・祝日9時～翌朝6時

GW・盆・年末年始はHP等で確認してください。

【電話番号】0940-36-1199

市内医療機関地図



妊娠・
生まれたら

医療機関

相談窓口
困った時の

親子交流の場

はじめての
集団生活

子育て
お手伝いします

放課後の居場所

各種制度・手当

毎日の暮らしに
役立つ情報



困った時の相談窓口

発育・発達・健康・育児の相談

育児の専門相談・教室

お問い合わせ先

健康福祉課健康対策係 ☎ 32-1177

保健師、助産師による相談や栄養士による離乳食教室など行っています。どうぞお気軽にご参加ください。

相談・教室	対象年齢	時間	内容	持参品	備考
すくすく相談・マタニティ相談	小学校入学前の乳幼児・妊婦	10時～11時	身体計測、育児相談、栄養相談、母乳相談など	母子健康手帳	※要予約
離乳食教室	4か月～7か月児 8か月～1歳3か月児 と保護者	10時～12時	離乳食の説明、メニューの紹介、調理実習と試食	母子健康手帳 エプロン等	※要予約 先着順 (各10組程度)
すこやか食育教室	小学校入学前の幼児	10時～13時	親子で料理作りを通じて食育をはぐくむ教室		

※場所は、すべて保健センターバレットです。詳しい日時は、広報誌か市ホームページでご確認ください。



困ったときの電話相談・来所相談

困ったときは相談しましょう！悩みを聞いてもらうだけで、気持ちが楽になるかも知れません。

子育てや子どもに関すること、学校生活についての不安、自分では判断がつかないことなど悩みがある場合は、一人で抱え込まずに相談しましょう。子どもの虐待についての相談もお受けします。相談員がアドバイスをしていますので、お気軽にご利用ください。いずれも相談は無料で、秘密は厳守します。

宮若市家庭児童相談室（子ども家庭総合支援拠点）

子育てに関する不安や子どもの問題などで気がかりなことや虐待について家庭児童相談員が相談に応じます。お子さん本人からの相談もお受けします。ひとり親家庭において生活などの心配ごと、仕事や住まいのこと、子どもについての不安、健康についての不安、関係窓口の案内など母子・父子自立支援員が相談に応じます。

【窓口】子育て福祉課子育て支援係内

【住所】〒823-0011 宮若市宮田 29-1

【専用電話】32-0570

【相談の流れ】（1）まずはお電話ください。お話を聞いて適切な対応方法を検討します。

（2）希望があれば相談員との面談を行います。

（3）具体的な対応方法を一緒に考えます。相談内容に応じた情報提供や助言を行うとともに必要な支援機関との調整を行います。

【相談日】月曜日～金曜日（祝日、年末年始を除く）

【相談時間】8時30分～17時15分

※夜間休日の虐待通告は児童相談所専用ダイヤル 189 へ（24 時間 365 日対応・無料）

育児電話相談

子育てに悩んだり、子育てに疲れたとき、子どもの発育についての心配などの相談に応じます。保健師などによる妊産婦・乳幼児家庭訪問も行っています。

【窓口】健康福祉課健康対策係

【相談日】月曜日～金曜日（祝日、年末年始を除く）

【住所】〒823-0011 宮若市宮田 29-1

【相談時間】8時30分～17時15分

【専用電話】32-1177

不妊や不育に関する相談

不妊や更年期など、女性の心身の健康に関することで不安や悩みのある方は、ご相談ください。

【窓口】嘉穂・鞍手保健福祉環境事務所

【日時】毎月第1水曜日 13時30分～16時30分

【住所】〒820-0004 飯塚市新立岩8-1

【申し込み】予約制

【専用電話】0948-29-0277

【料金】無料

FAX 0948-24-0186

妊娠・
生まれたら

医療機関

困った時の
相談窓口

親子交流の場

はじめての
集団生活

子育て
お手伝いします

放課後の居場所

各種制度・手当

毎日の暮らしに
役立つ情報

気軽に利用できる生活相談窓口です



あなただけの 支援プランを作ります

あなたの事情や希望をよくお聞きして、あなたの問題解決に向け、一緒に考えながら解決策を探します。
安心してご相談ください。



家計（お金）の 相談ができます

お金のことは、とてもデリケートな問題です。一人で抱え込んだ結果、大きな問題に発展しがちです。どうすれば解決できるのか、家計表などを活用して改善策を一緒に考えます。



住居確保給付金の支給 家賃相当額を支給します

離職などにより住居を失った方、または失うおそれの高い方には、就職にむけた活動することなどを条件に、一定期間、家賃相当額を支給します。生活の土台となる住居を整えた上で、就職に向けた支援を行います。
※支給には要件があります。詳しくはご相談を。

必要に応じて、行政
または民間の窓口へお
しなれください。



対象者は… 生活保護を受けている方以外で、生活に困窮している方は誰でも相談できます。

長く失業している方、引きこもりやニートで悩んでいる方、働いた経験がなく不安な方など、さまざまな課題・問題を抱えた方が対象です。就労、家計（お金）のこと、生活全般についてご相談ください。

宮若市役所 自立相談支援室（困りごと相談室）

住所 宮若市宮田 29-1

電話 0949-32-3477

受付時間 月曜日～金曜日 8:30～17:15（土日祝日、年末年始はお休み）

福岡県の子育て関係電話相談窓口

名称	電話番号	内容	曜日・時間
あすばる相談室 (福岡県男女共同参画センター)	092-584-1266	子育ての悩みに関することやDVなど、女性に関するあらゆる問題の相談	毎日9時～17時 金曜日(祝日を除く)は、 18時～20時30分も相談できます。 (8/13～15、年末年始は除く)
心の健康相談電話 (福岡県精神保健福祉センター)	092-582-7400	心の健康相談や病気で困っていることなどの相談	月曜～金曜9時～16時 (祝日・年末年始を除く)
福岡県ひきこもり地域支援センター (福岡県精神保健福祉センター)	092-582-7530	社会的にひきこもり状態についての相談	月曜～金曜9時～17時15分 (祝日・年末年始を除く)
SOS 電話相談 妊婦さん・赤ちゃん・子ども思春期 ([社] 福岡県看護協会)	092-642-0110	思いがけない妊娠に戸惑っている方、妊娠についての不安・疑問がある方	毎日9時～17時30分 (年末年始を除く)
筑豊若者サポートステーション	0948-26-6711	学校を卒業・中退後、あるいは仕事を辞めた後、長期に就職できず悩んでいる若者を対象に職業的自立など将来に向けた取組みを支援します	月曜～土曜10時～17時(要予約) (祝日・年末年始を除く) (電話予約 月曜～金曜10時～17時)
親・おや電話 (福岡県立社会教育総合センター)	092-947-3515	育児や家庭教育上の悩みを一緒に考えていきます	月曜～土曜9時～17時 (第2月曜・第4土曜・祝日・年末年始・センター休所日を除く) 17時～翌朝9時は、留守番電話で対応します。
ヤングテレフォンいづか (飯塚市少年相談センター)	0948-28-7867	青少年自身や保護者などの悩み事の相談	月曜～金曜8時30分～17時 (祝日・年末年始を除く)
ハートケアいづか (飯塚少年サポートセンター)	0948-21-3751	子どもの非行問題、いじめや犯罪などの被害等の相談	月曜～金曜8時30分～17時15分 (祝日・年末年始を除く)
子どもホットライン 24 (北九州教育事務所)	0949-24-3344	子どもの生活、しつけ、問題行動、家庭親子関係、不登校等	24時間対応 (年末年始を除く)
教育相談(福岡県教育センター)	092-948-3000	いじめ、不登校、非行、進路などの相談	月曜～金曜9時～17時 (祝日・年末年始を除く)
不登校、ひきこもりサポートセンター (福岡県立大学内)	0947-42-1346	不登校、ひきこもりに関する相談	月曜～金曜9時から17時 (祝日・年末年始を除く)
子どもの人権 110 番	0120-007-110	いじめ、体罰等子どもの人権に関すること	月曜～金曜8時30分から17時15分 (時間外は留守番電話で対応します。)
発達障がい支援センター ゆう・もあ	0947-46-9505	発達障がいに関する相談	月曜～土曜9時から18時 (祝日・盆、年末年始を除く)

妊娠・
生まれたら

医療機関

困った時の
相談窓口

親子交流の場

はじめての
集団生活

子育て
お手伝いします

放課後の居場所

各種制度・手当

毎日の暮らしに
役立つ情報

スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、 教育相談員

「スクールカウンセラー」「スクールソーシャルワーカー」「教育相談員」は、児童生徒の臨床心理等に関して高度で専門的な知識および経験を持っており、児童生徒、保護者、学校職員等の相談に応じ、悩みや困難な事象の解決を援助する活動を行っています。

現在、福岡県教育委員会や宮若市教育委員会は、各小中学校における「不登校」や「いじめ」等の生徒指導上の諸問題を解決するために、このような教育相談の専門家を教育支援センターに配置し、教育相談を受け付けています。

宮若市の各小中学校においても必要に応じて、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、教育相談員を活用することができます。



お問い合わせ 相談の申込み

宮若市教育支援センターぷらなす
(教育相談電話) TEL34-1661 (平日9時~17時)
宮若市教育委員会学校教育課学校教育係 TEL32-1007
各小中学校の担任等

主任児童委員

市では、児童の福祉に関することを専門的に担当する児童委員を「主任児童委員」として設置しています。児童の福祉に関する機関や区域担当民生委員・児童委員との連絡調整を行うとともに、子どもたちの見守り、子育ての不安などの相談・支援活動等を行います。

地区	氏名	電話番号
全宮田地区	友安 隆雄	33-2076
全宮田地区	宇野 千恵	32-0619
全宮田地区	後藤 尚子	32-8247
全若宮地区	岩見 悦子	54-0234
全若宮地区	浦邊眞知子	52-3157



お問い合わせ

宮若市民生委員児童委員協議会事務局
子育て福祉課地域福祉係内
TEL 32-0562

児童虐待ストップ

妊娠・
生まれたら

医療機関

困った時の
相談窓口

親子交流の場

はじめての
集団生活

子育て
お手伝いします

放課後の居場所

各種制度・
手当

毎日のくらしに
役立つ情報

早期発見が子どもと親を助けます！

虐待の発見は、家庭という密室の中で起きるといことや、親からしつけであると言われれば、それ以上口をはさみにくいといったことから、発見が難しいのが現実です。

また、どんなにひどい虐待を受けていても、子どもは自分からそのことを周囲に訴えることができません。むしろ、親をかばうことが多いのです。その結果、発見が遅れ、とても心が傷つき、命を落とすことにもなりかねません。

虐待って？

虐待は、大きく分けて次の4つのものがあります。

身体的虐待

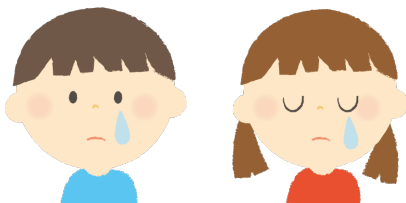
殴る、蹴る、火傷を負わせるなど外傷を生じさせる、またはその恐れのあること。

性的虐待

性的行為の強要、ポルノグラフィの被写体にするなどわいせつな行為をしたりさせたりすること。

ネグレクト

食事を与えない、衣服や体が不衛生、医療を受けさせない、学校へ通わせないなど保護者としての監護を怠ること。



心理的虐待

脅す、無視する、きょうだい間で差別するなど、心理的外傷を生じさせること。

もしも、あなたの周辺での虐待に気づいたときは、次のところへお知らせください。報告者が安心して事実を話せるように配慮し、秘密は守られます。

児童相談所全国共通ダイヤル【189】（いちはやく）

宗像児童相談所

宗像市東郷 1-2-3
TEL 0940-37-3255

宮若市家庭児童相談室

子育て福祉課子育て支援係内
TEL 32-0570
月曜日～金曜日 8時 30分～17時 15分
(祝日、年末年始を除く)

児童相談所では、18歳未満の子どものあらゆる相談に応じています。児童福祉司や心理判定員、精神科医などの専門職がそれぞれの立場から調査や診断、指導を行います。子どもの一時保護や施設入所についての相談もお受けします。児童虐待についての対応も行います。

障がいのある子どものために

乳幼児発達相談

- 【対象者】 1歳6か月児健診、3歳児健診の結果や保護者からの相談などから、発達に課題が疑われる乳幼児
- 【場 所】 保健センターバレット
- 【内 容】 臨床心理士・言語聴覚士・作業療法士による発達相談 ※予約制

お問い合わせ先

健康福祉課健康対策係 ☎ 32-1177



児童発達支援

申請窓口・お問い合わせ先

子育て福祉課障がい者福祉係 ☎ 32-0541

未就学の障がい児に対して、児童発達支援センター等の施設に通うことにより、日常生活における基本的な動作訓練、知識技能の習得や集団生活の適応訓練等を受けることができるサービスです。

サービスを利用するためには、福祉サービスの受給者証が必要です。受給者証が交付されたら、希望する事業所で手続きを行ってください。詳しくは、係へお問い合わせください。



- 【対象者】 療育の観点から、集団療育及び個別療育を行う必要があると認められる未就学の障がい児
- 【持参品】 障害者手帳（身体障害者手帳、療育手帳または精神障害者保健福祉手帳）をお持ちの方は、その手帳
- 【利用料】 原則、費用の1割相当額を負担
（ただし、収入等により上限金額があります。なお、非課税世帯は無料です。）

放課後等デイサービス

申請窓口・お問い合わせ先

子育て福祉課障がい者福祉係 ☎ 32-0541

就学（大学を除きます。）している障がい児に対して、放課後または休校日に、施設に通うことにより、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進やその他の訓練等を受けることができるサービスです。サービスを利用するためには、福祉サービスの受給者証が必要です。受給者証が交付されたら、希望する事業所で必要な手続きを行ってください。詳しくは、係へお問い合わせください。

【持参品】 障害者手帳（身体障害者手帳、療育手帳または精神障害者保健福祉手帳）をお持ちの方は、その手帳

【利用料】 原則、費用の1割相当額を負担

（ただし、収入等により上限金額があります。なお、非課税世帯は無料です。）



障害児等療育支援事業

暮らしの中で困っていること、悩んでいること、ちょっと手をかりたいと思っていることなど、生活全般にわたる様々な相談を受け、地域での暮らしを支援するものです。

県が委託している下記の支援センターへお気軽にご相談ください。秘密は厳守します。

- ひとり、ひとりのお話を個別にうかがいます。
- やりたいこと、困っていることなどをきちんと確認します。
- どのようにすれば解決していくのか、ひとり、ひとりの気持ちを大切に考えていきます。
- 支援するために個別に了承を得て協力してくれるところへ話をします。
- 電話、来所、訪問にて相談に応じます。相談料は無料です。

障害者支援センターすきっぷ

【開所日時】 月曜日～金曜日 8時30分～17時30分

※それ以外の時間は、ご相談ください。

【対象者】 在宅の身体障がい児（者）、知的障がい児（者）、精神障がい者及びその家族など

【住所】 〒807-1312

鞆手町中山 3169-100

【電話番号】 0949-42-8311

【F A X】 0949-42-0523

【E-mail】 skip@movie.ocn.ne.jp



妊娠・
生まれたら

医療機関

困った時の
相談窓口

親子交流の場

はじめての
集団生活

子育て
お手伝いします

放課後の居場所

各種制度・手当

毎日の暮らしに
役立つ情報

直鞍地区障がい者 基幹相談支援センターかのん

障がいのある人からの相談はもちろん、その家族、関係者からの心配事を、行政、福祉、医療などの専門機関と連携しながら解決に向けて一緒に考えていく相談機関です。

【開所日時】月曜日～金曜日 8時30分～17時
(祝日、年末年始を除く)

【住 所】〒822-0026 直方市津田町7-20

【電話番号】0949-24-1551

【F A X】0949-24-1552



直鞍地区障がい者 虐待防止センターかのん

障がいのある人の権利擁護や虐待に関する相談機関です。

【開所日時】月曜日～金曜日 8時30分～17時
(祝日、年末年始を除く)

【住 所】〒822-0026 直方市津田町7-20

【電話番号】0949-24-1556

(24時間365日対応可能)

【F A X】0949-24-1552

日中一時支援事業

申請窓口・お問い合わせ先

子育て福祉課障がい者福祉係 ☎ 32-0541

日中に一時的な見守り等の支援が必要な障がいのある人に対して、日中活動の場を提供することにより、障がいのある人の家族の就労支援や介護家族の一時的な休息を確保することを目的に行うものです。内容は、施設等において日中、障がいのある人に活動の場を提供し、創作的活動、機能訓練、社会生活への適応のために必要な訓練及び見守り等を行います。

サービスを利用するためには、地域生活支援事業の受給者証が必要です。受給者証が交付されたら、希望する事業所で必要な手続きを行ってください。詳しくは、係へお問い合わせください。

【対象者】市内に居住する障がいのある人

【持参品】障害者手帳（身体障害者手帳、療育手帳または精神障害者保健福祉手帳）をお持ちの方は、その手帳

【利用料】原則、費用の1割相当額を負担

(ただし、収入等により上限金額があります。なお、非課税世帯は無料です。)

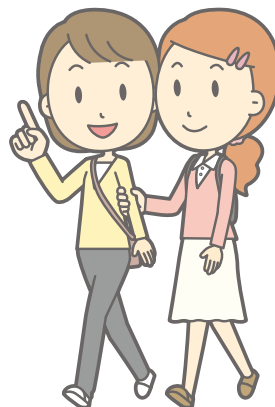
移動支援事業

申請窓口・お問い合わせ先

子育て福祉課障がい者福祉係 ☎ 32-0541

屋外での移動が困難な障がいのある人等に対し、社会生活上必要不可欠な外出や余暇活動等の外出のための支援を行うことにより、地域における自立生活や社会参加を促進するためのものです。内容は、個別支援が必要な障がいのある人に対して、マンツーマンによる支援を行います。

サービスを利用するためには、地域生活支援事業の受給者証が必要です。受給者証が交付されたら、希望する事業所で必要な手続きを行ってください。詳しくは、係へお問い合わせください。



【対象者】 市内に居住し、外出時に支援が必要な障がいのある人

【持参品】 障害者手帳（身体障害者手帳、療育手帳または精神障害者保健福祉手帳）をお持ちの方は、その手帳

【利用料】 原則、費用の1割相当額を負担

（ただし、収入等により上限金額があります。なお、非課税世帯は無料です。）

医療的ケア児（者）在宅レスパイト

申請窓口・お問い合わせ先

子育て福祉課障がい者福祉係 ☎ 32-0541

たんの吸引や経管栄養等を常時必要とする重度の障がいのある人に対して、外出時等の支援を行うことにより、介護者の負担を軽減するとともに、地域における自立生活や社会参加を促進するためのものです。内容は、主治医の指示に基づき、通所施設、作業所、保育所、学校、その他障がいのある人が通う施設及び在宅で、経管栄養やたんの吸引等を行います。

サービスを利用するためには、医療的ケア児（者）在宅レスパイト事業決定通知等が必要です。通知書が交付されたら、希望する事業所で必要な手続きを行ってください。ただし、健康保険法の適用対象となる訪問看護は除きます。詳しくは、係へお問い合わせください。



【対象者】 市内に居住する重度の障がいのある人で常時医療的ケアを必要とする人

【持参品】 障害者手帳（身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳）をお持ちの方は、その手帳

妊娠・
生まれたら

医療機関

困った時の
相談窓口

親子交流の場

はじめての
集団生活

子育て
お手伝いします

放課後の居場所

各種制度・手当

毎日のくらしに
役立つ情報

親子交流の場

子育て支援センター

子育て支援センター

市では地域における子育て支援機能の充実を図り、子どもの健やかな育ちを促進することを目的として子育て支援センターを設置しています。

地域における子育て親子の交流の場の提供、子育てに関する相談及び援助の実施、子育て関連情報の提供、子育て支援に関する親子のふれあいイベントや講習会等、地域の子育て支援の拠点となる活動を行っています。

「遊び場がない」「だれかと話したい」「育児に疲れている」「子育ての悩みを聞いてほしい」そんなときは、親子で気軽に遊びに来てください。

開所日、開所時間はセンター毎に違います。親子のふれあいイベントや講習会等の日程など、詳しくは、各子育て支援センターへお問い合わせの上、お越しく下さい。市ホームページにも掲載しています。

また、支援センターさくらんぼとたけんこで行っている、一時預かり事業については37ページをご参照ください。

お問い合わせ先

子育て支援センターさくらんぼ ☎ 32-1319



センター名	さくらんぼ
併設施設名	光陵学童保育所
住 所	宮若市磯光 1317-18
開 所 日	月～金曜日
開 所 時 間	9時～11時30分、13時30分～16時45分
お問い合わせ	TEL 32-1319



センター名	たんぼぼ
併設施設名	宮若リコリス
住 所	宮若市宮田6-1
開 所 日	火～土曜日
開 所 時 間	9時～11時30分、13時30分～16時45分
お問い合わせ	TEL 32-0885



センター名	たけんこ
併設施設名	宮若西学童保育所
住 所	宮若市竹原1-1
開 所 日	月～金曜日
開 所 時 間	9時～11時30分、13時30分～16時45分
お問い合わせ	TEL 52-2002

子育てサロン

お問い合わせ先

社会教育課社会教育・文化推進係 ☎ 32-3210

子育てサロンとは、妊婦さんや未就園児とその家族が気軽に遊びに来ることができるフリースペースです。

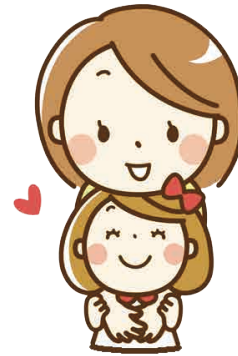
また、地域ぐるみで子育てを楽しみ、学びあい、支えあっていく場所です。

子育ての仲間作りの場・情報交換の場としてお気軽に活用してください。

【利用できる方】 妊婦さん、0歳～未就園児とその家族、興味のある方

【持参するもの】 水筒、必要な方はお弁当

【その他】 詳しい内容は市ホームページまたはチラシをご覧ください。



子育てサロン「鞍手竜徳高校」

活動の拠点施設 鞍手竜徳高校2階
子育てサロン

開所日 毎月1回程度開催（予定）

開所時間 9時30分～14時



妊娠・
生まれたら

医療機関

困った時の
相談窓口

親子交流の場

はじめての
集団生活

子育て
お手伝いします

放課後の居場所

各種制度・手当

毎日のくらしに
役立つ情報

子育て交流会

所田温泉の愛称でお馴染みの宮若市社会福祉センターで、定期的に子育て交流会を開催しています。子育て中のお母さん達の意見も取り入れながら、他にない楽しい企画を次々と考えています。気の合う友達と出会いの場、また親子の笑顔溢れる楽しいコミュニケーションの場を目指しています。

お問い合わせ先

宮若市社会福祉協議会(宮若市社会福祉センター内) ☎ 32-0335



消しゴムはんこ教室



ベビーマッサージ教室

すくすくわらべ

見て・聞いて・触って・動いて。未就学のお子さんを対象に親子遊びやわらべうた等で楽しく触れ合い、集える場をご用意しました。1年を通して季節を感じることができるよう定期的に開催します。可愛いフォトスポットも♡また、年齢に応じたおすすめの本もご紹介します。



親子ふれあい遊び



夏の果物や野菜に触れてみよう♪

各イベントの内容につきましては、社会福祉協議会のホームページ、チラシまたは SNS をご覧ください。



育児支援プログラム IPPO

お問い合わせ先

子育て福祉課子育て支援係 ☎ 32-0517

はじめて子育てをするお母さんと生後2～4か月の赤ちゃんのための育児支援プログラムです。子育てが楽しくなる講座を週1回の6週連続で行っています。ベビーマッサージやあやし歌などを通して赤ちゃんとの関わり方を楽しく学べます。

【対象者】 宮若市在住で第1子が生後2か月～4か月の乳児とそのお母さん

【料 金】 無料

【その他】 対象者には事前に案内をお送りします。

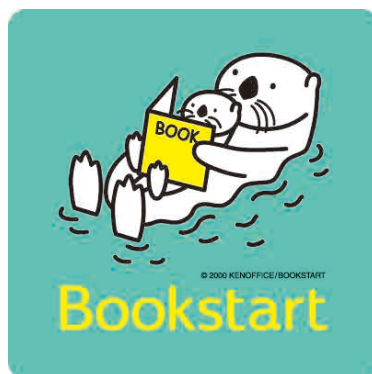


ブックスタート

4 か月児の乳児健診のときに 絵本をプレゼント！

市では、絵本の読み聞かせを介して赤ちゃんの周りで温かく楽しいひとときを過ごせることを願って、「乳児健康診査(4 か月児対象)」のときに絵本をプレゼントしています。絵本と市立図書館の案内などが入ったブックスタートパックを、読み聞かせの大切さをお話しながらお渡ししています。

場所は、健診会場となっている保健センターパレットです。



お問い合わせ

社会教育課社会教育・文化推進係
宮若市立図書館(宮若リコリス) TEL 32-0710
宮若市立図書館ハートフル分館 TEL 52-1041

おはなし会

宮若市立図書館(宮若リコリス)

日時 毎月第1土曜日



宮若市立図書館ハートフル分館

日時 毎月第3土曜日



お問い合わせ

社会教育課社会教育・文化推進係
宮若市立図書館(宮若リコリス) TEL 32-0710
宮若市立図書館ハートフル分館 TEL 52-1041



※ボランティア団体によるおはなし会も不定期で行っています。

開催日、開催時間については、宮若市立図書館のホームページでご確認ください。

妊娠・
生まれたら

医療機関

困った時の
相談窓口

親子交流の場

はじめての
集団生活

子育て
お手伝いします

放課後の居場所

各種制度・手当

毎日の暮らしに
役立つ情報

公園へおでかけ



滑り台やブランコの遊具で遊ぶことができます。
芝生広場でも、のびのびと遊ぶことができます。

2000年公園

住所 〒823-0005 宮若市上大隅 450-2



市内最大級の広さを誇る運動公園です。
わんぱく広場では、滑り台などの遊具で遊ぶ
ことができます。

西鞍の丘総合運動公園

住所 〒822-0131 宮若市乙野 601



市役所本庁近くにあります。太鼓はしごやブ
ランコなどで遊ぶことができます。

桐野児童遊園

住所 〒823-0011 宮若市宮田 94-1














































屋内外に運動施設を備えた総合運動公園です。
天然芝を用いた子ども交流広場では、小学生まで
を対象とした複合遊具などで遊ぶことができます。

光陵グリーンパーク

住所 〒823-0004 宮若市磯光 1668-2

子育てバリアフリーマップ

施設体系	施設名	住所	ベビーシート	ベビーキープ	子ども用トイレ	授乳室	キッズスペース	駐車場
保健・福祉施設	保健センター パレット	金生 1064-1						
保健・福祉施設	社会福祉センター	宮田 4406-1						
産業観光施設	農業観光振興センター	脇田 354-1						
市民交流・文化施設	若宮コミュニティセンター ハートフル	福丸 272-1						
市民交流・文化施設	吉川コミュニティセンター	脇田 16						
市民交流・文化施設	中コミュニティセンター	稲光 711						
市民交流・文化施設	中央公民館	宮田 72-1						
市民交流・文化施設	中央公民館若宮分館	高野 572						
市民交流・文化施設	山口コミュニティセンター	山口 2551-3						
市民交流・文化施設	宮田文化センター	宮田 72-1						
市民交流・文化施設	マリーホール宮田	宮田 72-1						
市民交流・文化施設	宮若トレッジ	宮永 11-1						
市民交流・文化施設	笠松研修センター なびきホール	下有木 786						
市民交流・文化施設	生涯学習センター 宮若リコリス 子育て支援センター たんぼぼ	宮田 6-1						
スポーツ・レクリエーション施設	市民体育館	高野 577-1						
スポーツ・レクリエーション施設	光陵グリーンパーク	磯光 1668-2						
スポーツ・レクリエーション施設	宮田 B & G 海洋センター	宮田 251-4						
スポーツ・レクリエーション施設	西鞍の丘総合運動公園	乙野 601						
スポーツ・レクリエーション施設	桐野児童遊園	宮田 94-1						
スポーツ・レクリエーション施設	犬鳴川河川公園	本城 65-1						
スポーツ・レクリエーション施設	2000年公園	上大隈 450-2						
子育て支援施設	子育て支援センター たけんこ	竹原 1-1						
子育て支援施設	子育て支援センター さくらんぼ	磯光 1317-18						
その他行政系施設	宮若市役所	宮田 29-1						

※感染症対策のため、利用に制限を設ける場合がありますのでご注意ください。

<用語の説明>

ベビーシート

ベビーシート、ベビーベッド、おむつ替え台等のおむつ替え専用の設備がある。

ベビーキープ

保護者が利用しやすいようにトイレにベビーキープが設置してある。

子ども用トイレ

子ども用の小さなトイレ、または補助便座のあるトイレがある。

授乳室

利用者が人目を気にせず授乳ができるように、四方を隔壁で仕切られた部屋、パーテーション、カーテン、ついたてなどで仕切られたスペースでプライバシーの確保がなされている。

キッズスペース

子ども専用の遊びのスペースがあること。公園とは別。

妊娠・
生まれたら

医療機関

相談窓口
困った時の

親子交流の場

集団生活
はじめての

子育て
お手伝いします

放課後の居場所

各種制度・手当

役立つ情報
毎日のくらしに

はじめての集団生活

保育所・認定こども園・幼稚園等

市内には保育所・認定こども園・幼稚園が合わせて7か所あります。それぞれの園で子どもの健やかな成長を支え、子育て支援に力を入れています。

保育所・認定こども園

お問い合わせ先

子育て福祉課子育て支援係 ☎ 32-0517

公私立	保育所名	所在地	定員(人)	電話番号	開所時間	特徴
私立	宮田保育園	宮田 124	120	32-0210	7時～18時 延長保育 18時～19時	福丸保育園と同じ法人によって運営されています。全職員で全園児のお世話ができる「大きな家庭」を意識し、ひとりひとりの育ちをふまえた園児に負担をかけない「養護」と「教育」の実践を目指します。
私立	福丸保育園	福丸 504	120	52-0169	7時～18時 延長保育 18時～19時	宮田保育園と同じ法人によって運営されています。園舎上のネスミ（福チュウ）が目印です。全職員で全園児のお世話ができる「大きな家庭」を意識し、ひとりひとりの育ちをふまえた園児に負担をかけない「養護」と「教育」の実践を目指します。
私立	なないろ保育園	本城 445	100	28-8002	7時～18時 延長保育 18時～19時	子ども達が笑顔でのびのびと成長し、子ども達の個性がなないろに輝く保育を目指します。登園・降園時には、制服があります。
私立	なないろ保育園2	本城 441	75	28-8011	7時～18時 延長保育 18時～19時	子供との信頼関係を大切にし、ひとりひとりが安心して生活できるような保育、保護者と園が子育ての悩みや喜びを伝え合い、みんなで育ち合う保育を目指しています。登園・降園時には、制服があります。
私立	宮若さくらこども園	磯光 1317-136	230	32-2888	7時～18時 延長保育 18時～19時	市内で一番大きい幼保連携型認定こども園です。定員は保育所籍が185人、幼稚園籍が45人です。園児ひとりひとりが、のびのびと自己を発揮し、意欲的、主体的に楽しく生活する力を育て、乳幼児期全体を通して一貫性のある教育・保育の充実を目指しています。

※延長保育は在園児のみ利用可能です。延長保育を利用するためには、事前に登録が必要です。詳しくは実施保育所（園）へお尋ねください。



● 宮田保育園



● 福丸保育園



● なないろ保育園



● なないろ保育園2



● 宮若さくらこども園

保護者の保育の必要性（就労状況等）によって、保育時間は、下記のいずれかに区分されます。

	保育標準時間利用	保育短時間利用
最大利用可能時間	11 時間	8 時間
保護者の就労時間	月 120 時間を超える場合	月 48 時間以上 120 時間未満
保育時間	7 時～18 時	8 時～16 時
延長保育	18 時～19 時	7 時～8 時・16 時～19 時

※「保育短時間利用」に認定された場合は、認定時間を超えての施設の利用は、延長保育となり、別途利用料金が発生します。

宮若市多子世帯利用者負担額（保育料）減免事業

宮若市では、多子世帯における経済的負担の軽減を図るとともに定住化を推進するため、18歳まで(18歳到達後の最初の3月31日まで)の児童を養育している世帯が保育所等に入所した場合、第2子、第3子以降の児童の利用者負担額を減免します。

減免後の額

第2子	1/2	第3子以降	無料
-----	-----	-------	----

対象者

児童が2人以上いる世帯において、以下の全てに該当する場合は申請の対象となります。

- 認可保育所等に入所している児童（市内、市外は問いません）
- 市に対して納付すべき市税、利用者負担額（保育料）、負担金、使用料等の滞納がない児童の保護者（父母又は児童の生計を維持している者）

〈例〉

兄（高校生）、弟（中学生）、妹（保育所）	◎減免の対象です。《無料》
姉（小学生）、弟（保育所）	◎減免の対象です。《1/2 減額》
姉（小学生）、妹（保育所）、妹（保育所）	◎減免の対象です。《1/2 減額、無料》
兄（保育所）、妹（保育所）、弟（保育所）	×申請の必要はありません。

※保育所等に3人以上同時に入所している場合は、現行の制度で第2子は保育料の1/2減免、第3子以降は無料となるため、申請書の提出は必要ありません。お間違えのないようご注意ください。

減免の手続きについて

該当する方は入所申込みの際に「宮若市多子世帯利用者負担額減免申請書」を提出してください。

※減免を受けるためには、申請が必要です。

※世帯の状況によっては、別途必要書類を添付していただく場合があります。

※3月31日までに市税等の納付が確認できた場合に限り、減免が適用されます。4月1日以降に市税等の滞納分を納入された場合は、完納された翌月分からの適用となりますのでご注意ください。なお、コンビニでお支払いになられた場合は入金確認できるまでに2週間程度を要するため、口座引き落としを推奨します。

お問い合わせ

宮若市役所 子育て福祉課 子育て支援係 TEL 32-0517
若宮総合支所 市民窓口課 市民窓口係 TEL 52-1113

幼稚園

お問い合わせ先

教育委員会教育総務課教育総務係
教育委員会教育総務課幼稚園係

☎ 32-1007

市内には2つの公立幼稚園があります。
詳しくは、各幼稚園または係へお問い合わせください。

幼稚園名	所在地	対象年齢	TEL & FAX	給食	備考
宮田南幼稚園	宮田 3461	3・4・5歳	TEL 32-4829 FAX 32-4829	有	<p>【教育時間】 9時から14時30分まで ※但し、園の行事等で変更になる場合があります。</p> <p>【入園時】 制服・体操服・用品代等： 20,000円程度</p>
若宮幼稚園	竹原 5-1	3・4・5歳	TEL 52-0202 FAX 52-3055	有	<p>【毎月】 給食費：4,000円 教材費・後援会費等：2,000円程度（園により異なります）</p> <p>※給食費のうち、副食費（おかず代）については、世帯の課税状況やきょうだいの年齢によって減免になる場合があります。</p>



● 宮田南幼稚園



● 若宮幼稚園

保育所・幼稚園地図



妊娠・
生まれたら

医療機関

困った時の
相談窓口

親子交流の場

はじめての
集団生活

子育て
お手伝いします

放課後の居場所

各種制度・手当

毎日の暮らしに
役立つ情報

幼児教育・保育の無償について

3歳（幼稚園籍については満3歳）から5歳までの幼稚園、保育所、認定こども園等を利用する子どもたちの保育料・授業料が無償となりました。

認可保育所や認定こども園（保育園籍）を利用する場合

- 無償の期間は、満3歳になった後の4月1日から小学校入学前までです。
- 給食費、通園送迎費、行事費等は保護者負担となります。なお、給食費のうち、副食費（おかず代）については、世帯の課税状況やきょうだい児の年齢によって減免になる場合があります。

子ども・子育て支援新制度に移行している幼稚園や認定こども園（幼稚園籍）を利用する場合

- 無償の期間は、満3歳になったときから小学校入学前までです。
- 無償の対象となるための認定が必要です。
- 給食費、通園送迎費、行事費等は保護者負担となります。なお、給食費のうち、副食費（おかず代）については、世帯の課税状況やきょうだい児の年齢によって減免になる場合があります。

子ども・子育て支援新制度に移行していない幼稚園を利用する場合

- 無償の期間は、満3歳になったときから小学校入学前までです。
- 保育料・授業料は、月額2万5,700円を上限として無償化されます。無償の対象となるための認定が必要です。
- 給食費、通園送迎費、行事費等は保護者負担となります。
- 週2回利用等のプレ保育や幼児教育類似施設は、無償化の対象外です。

幼稚園、認定こども園（幼稚園籍）の預かり保育を利用する場合

ご家庭に保育の必要性がある場合、利用日数に応じて、最大月額1万1,300円までの範囲で預かり保育の利用料が無償となります。

無償の対象となるためには、「保育の必要性の認定」を受ける必要があります。保育の必要性の「認定」には、認可保育所の利用と同等の就労等の要件が必要です。

届出保育施設（企業主導型保育施設）を利用する場合

【対象者・利用料】

- 3歳から5歳までの子どもは月額3万7,000円まで、0歳から2歳までの住民税非課税世帯の子どもは月額4万2,000円までの利用料が無償されます。

【条件】

- 保育所、認定こども園等を利用していない人が対象となります。
- 無償の対象となるためには、「保育の必要性の認定」を受ける必要があります。保育の必要性の「認定」には、認可保育所の利用と同等の就労等の要件が必要です。

企業主導型保育事業（標準的な利用料）も同様に無償。

企業主導型保育事業は給付手続きが他の施設と異なります。詳しくは、施設にご確認ください。

【対象施設・事業】

- 届出保育施設に加え、一時預かり事業、病児保育事業、ファミリー・サポートセンター事業等が対象となります。
- 届出保育施設には、ベビーシッター等を含みます。
- 届出保育施設が無償の対象となるには、県に届出を行い、国が定める基準を満たすことが必要です。
※通われる施設が対象となるかは、各施設又は施設が所在する市町村にお問い合わせください。

お問い合わせ

幼稚園、認定こども園（幼稚園籍）に関すること

宮若市役所 教育総務課教育総務係

電話：0949-32-1007

保育所、認定こども園（保育所籍）、幼稚園（預かり保育の無償分）、届出保育施設等に関すること

宮若市役所 子育て福祉課子育て支援係

電話：0949-32-0517

企業主導型保育事業

企業主導型保育事業とは、平成28年4月に内閣府が始めた企業等が設置する従業員の方向けの保育事業です。空き状況に応じて、従業員の方以外の受け入れも行っております。

企業主導型の事業所内保育事業を主軸として、多様な就労形態に対応する保育サービスの拡大を行い、仕事と子育ての両立に資することを目的としています。入所申し込みなど、お問い合わせは各施設へ直接お願いします。

事業の特徴

- 働き方に応じた多様な柔軟な保育サービスが提供できます。
- 複数の企業が共同で設置したり、共同で利用することができます。
- 地域の子どもの受け入れができます。(定員の50%以内)

市内の施設

施設名	住所	問い合わせ先
かさまつ保育園 いきいきキッズパーク	宮若市下有木 837	0949-52-7090
ぼたぼた園	宮若市磯光 471-1	0949-32-4288
ぼたぼた園 2	宮若市鶴田 1861-5	0949-32-8808
ぴーす保育園	宮若市福丸 176-1	0949-28-8884
いきいき保育園	宮若市本城 734-B-1	0949-52-6646



届出保育施設（企業主導型保育施設含む）の利用者へ 利用者負担額を補助します

宮若市では、近年の保育需用の増大に対応し、認可保育施設だけでなく届出保育施設の利用促進を図るため、令和2年4月から、新たに2つの利用者負担額の補助を開始しました。

① 宮若市企業主導型保育施設利用者支援事業補助金

【概要】

令和2年4月分からの利用負担額の一部の補助を行います。

【対象施設】

企業主導型保育施設（市内、市外は問いません）

【対象】

- (1) 3歳未満（当該年度4月1日時点の年齢）の企業主導型保育施設を利用している児童
- (2) 上記施設を15日以上利用している人（病欠及び都合欠を含む）
- (3) 宮若市民の人

【補助対象額】

施設に支払っている利用者負担額のうち子ども1人につき上限月額13,000円

※給食費、延長保育料等は除きます。

(例) 30,000円(施設が定めた利用者負担額) - 13,000円(宮若市が補助) = 17,000円(本人負担額)

【補助対象期間】

令和2年4月利用分から令和5年3月31日まで

【提出書類】

- 提供証明書兼領収書 ※通われている企業主導型保育施設へ発行を依頼してください。
- 申請書（請求書）
- 振込先口座の通帳の写し ※以前、同補助金を申請した事があり、同じ口座への振り込みを希望する場合は不要です。

【提出先】

現在通っている企業主導型保育施設

※申請時に卒園、退園している場合は宮若市役所子育て福祉課窓口までご提出ください。

【申請時期】

毎年1月

※卒園や年度途中で退園、市外へ転出される場合はその翌月

② 宮若市多子世帯届出保育施設利用者支援事業補助金

【概要】

児童の利用者負担額（保育料）を、第2子半額、第3子目以降を全額補助します。

【対象施設】

- (1) 届出保育施設
- (2) 企業主導型保育施設

※市内、市外は問いません。

【対象】

- (1) 3歳未満（当該年度4月1日時点の年齢）の児童
- (2) 市に対して納付すべき金銭（市税、利用者負担額（保育料）、負担金、使用料等）の滞納がない児童の保護者（父母又または児童の生計を維持している人）
- (3) 宮若市民の人

【補助対象額】

18歳未満の児童のうち年長者を第1子とし、年長順に数えて第2子の利用者負担額を半額、第3子以降の利用者負担額を全額補助します。

※給食費、延長保育料等は除きます。

（例1）第3子で利用者負担額30,000円を納めている場合。

30,000円（施設に利用者負担額支払）⇒0円（宮若市が補助）

（例2）第2子で利用者負担額30,000円を納めている場合。

※上記の宮若市企業主導型保育施設利用者支援事業補助金と併用ができます。

30,000円（施設に利用者負担額支払）⇒①15,000円（宮若市多子世帯届出保育施設利用者支援事業により補助）②13,000円（宮若市企業主導型保育施設利用者支援事業により補助）③残り2,000円が保護者負担

【補助対象期間】

令和2年4月利用分から

【提出書類】

- 申請書

【提出先】

宮若市役所 子育て福祉課子育て支援係

【申請時期】

毎年12月

※卒園や年度途中で退園、市外へ転出される場合はその翌月。



妊娠・
生まれたら

医療機関

困った時の
相談窓口

親子交流の場

はじめての
集団生活

子育て
お手伝いします

放課後の居場所

各種制度・手当

毎日のくらしに
役立つ情報

市立小学校の入学手続き

お問い合わせ先

教育委員会学校教育課学校教育係 ☎ 32-1007

就学前健康診断

毎年秋頃、小学校へ入学するお子様を対象に就学前健康診断（内科・耳鼻科・眼科・歯科）を行います。会場や日程については、市教育委員会から「就学時健康診断」のお知らせが保護者あてに送られます。

入学案内

入学する学校、及び入学式をお知らせする「入学通知ハガキ」が1月末頃に保護者あてに送られます。
※1月末までに通知が届かない場合は、お問い合わせください。

入学前説明会

毎年2月頃、各学校で行います。保護者あてに校区の学校から案内通知が送られます。

就学相談

さまざまな理由により、言語、情緒などの精神面、知的面、身体面などに不安のあるお子様の就学について就学相談を行っています。入学や学校生活に不安をお持ちの方はお気軽にご相談ください。

小学校入学

市内には4カ所の公立小学校があります。子どもたちの小学校生活を家庭、地域、学校が一体となって見守っていきます。学校での生活について、詳しくは各学校へお問い合わせください。

小学校名	住 所	電話番号	特 徴
宮田南小学校	宮田 3461	32-0066	宮若東中学校に隣接し、中学生とも楽しくお話しする、元気いっぱいな児童が待っています。
宮田北小学校	龍徳 1464	33-1367	歴史と伝統のある小学校です。学年を超えて仲のいい児童たちです。
宮若西小学校	金丸 417-1	52-0058	施設一体型の小中一貫教育校です。子ども達が生き生きと学び、わくわくする学校を目指しています。
光陵小学校	磯光 1317-10	34-3911	令和4年4月から開校の新しい学校です。未来に向けて光輝く子どもが育つ学校を目指します。

市外からの転入

本庁市民課または支所市民窓口課で転入届を行った後、必要書類を持って新しい学校へ行ってください。
【必要書類】前の学校の在学証明書、教科用図書給与証明書、市民課または市民窓口課発行の転入学通知書

市外への転出

本庁市民課または支所市民窓口課で転出届を行った後、転学通知書を持って通学している学校へ行ってください。

【必要書類】現在の学校の在学証明書、教科用図書給与証明書、市民課または市民窓口課発行の転学通知書

市内での転居

転居で校区が変わった場合は、本庁市民課または支所市民窓口課で転居届を行った後、転学通知書を持って現在の学校へ行き、転入学通知書と在学証明書、教科用図書給与証明書を持って新しい学校へ行ってください。

【必要書類】市民課または市民窓口課発行の転学通知書、転入学通知書、現在の学校の在学証明書、教科用図書給与証明書

子育てお手伝いします

妊娠・
生まれたら

医療機関

相談窓口
困った時の

親子交流の場

はじめての
集団生活

子育て
お手伝いします

放課後の居場所

各種制度・手当

毎日のくらしに
役立つ情報

ときどき保育が必要な時に

病児保育事業

お問い合わせ先

子育て福祉課子育て支援係 ☎ 32-0517

入院の必要がなく病気の回復期にあつて、集団保育が困難であり、保護者が仕事などの事情で家庭保育できない児童を病児・病後児室メリーハウス（鞍手乳児院併設）でお預かりします。

【実施施設】 病児・病後児室メリーハウス（鞍手乳児院併設）

鞍手町大字新延 448-11 ☎ 080-8568-6684（専用電話）

※開所日の午前7時～午後6時まで

【対象児童】 概ね生後4か月～小学校6年生までの宮若市に居住する児童

【実施時間】 7時～18時（18時～19時までの間の延長保育を実施しています。）

【休業日】 日曜日・祝日・年末年始（12月29日～1月3日）

【利用料】

	世帯区分	1人目	2人目以降	延長保育（1人1回）
1	市町村民税課税世帯	2,000円	1,000円	200円
2	市町村民税非課税世帯	1,000円	500円	200円
3	生活保護世帯	500円	0円	200円
4	ひとり親かつ市町村民税非課税世帯	500円	0円	200円

※市町村民税は、前年度の保護者の状況を確認します。2.3.4の世帯に該当する方は該当することが分かる書類（※1）をメリーハウスへ提出することで上記金額で利用することができます。

※1 ひとり親が証明できる書類、非課税証明書、生活保護証明書

【その他の利用負担】 食事代 500円 病児保育利用に関する診断書代（実費）

【用意するもの】

- (1) 病児保育利用に関する診断書
- (2) 登録書（未登録の方）
- (3) 健康保険証
- (4) 母子健康手帳
- (5) 着替え（2～3枚、下着含む）
- (6) 汚物入れ袋
- (7) お薬、お薬手帳
- (8) フェイスタオル
- (9) 手ふきタオル
- (10) その他

【利用までの流れ】

(1) 事前登録

病児・病後児室メリーハウス（鞍手乳児院併設）にて手続きをしてください。

(2) 予約（※原則 前日の18時までに予約）

病児・病後児室メリーハウス（鞍手乳児院併設）へ連絡してください。

専用電話 080-8568-6684 ※開所日の7時～18時まで

(3) 病児保育利用に関する診断書の提出

かかりつけ医に記入してもらった上で、病児・病後児室メリーハウス（鞍手乳児院併設）へ提出してください。

(4) 入室

病児・病後児室メリーハウス（鞍手乳児院併設）において、聞き取り、必要書類の記入等があります。

子育て短期支援事業

お問い合わせ先

子育て福祉課子育て支援係 ☎ 32-0517

児童を養育している家庭の保護者が、疾病や仕事等の社会的事由や育児疲れなどで児童の養育が一時的に困難になった場合に、その児童を児童福祉施設・児童養護施設でお預かりします。利用にあたっては、事前に手続きが必要です。詳しくは、係へお問い合わせください。

ショートステイ事業		トワイライトステイ事業	
利用期間	原則7日以内	利用時間	平日の夜間または休日にお預かりします。 ●平日夜間 17時から22時までの間の4時間以内 ●休日 7時から17時までの間の8時間以内
費用負担	●2歳未満児 日額 5,350円 ●2歳以上児 日額 2,750円 (ただし、生活保護世帯、市民税非課税世帯などは費用の一部が減免となります)	費用負担	●平日夜間 日額 750円 ●休日 日額 1,350円 (ただし、生活保護世帯、市民税非課税世帯などは費用の一部が減免となります)

【手続きに必要なもの】 利用されるお子様の健康保険証、子ども医療証、母子健康手帳

※ショートステイ事業・トワイライトステイ事業ともに施設までの送迎は保護者側で行っていただきます。

実施施設

鞍手乳児院 (0歳～2歳未満対象)
鞍手町大字新延 448-11
TEL42-0246

児童養護施設報恩母の家 (2歳～18歳未満対象)
岡垣町海老津3丁目8-1
TEL093-282-0001

一時預かり事業

一時的に児童を保育する一時預かり事業を実施しています。利用にあたっては、事前に登録が必要です。詳しくは、子育て支援センターさくらんぼへお問い合わせください。

次のような場合に一時的(原則、週3日、1か月14日を限度)に児童を保育します。

【対象】

- 保護者の就労等により家庭保育が困難となる場合
- 保護者の緊急、一時的に家庭保育が困難となる場合
- 私的な理由により保育できない場合

場所	時間	対象年齢	参考利用料	定員	TEL
子育て支援センター さくらんぼ (光陵学童保育所併設)	月～土曜日 (祝日・年末年始は除く) 8時30分から17時	生後6カ月から就学前までの乳幼児	1日 2,000円 半日 1,000円 ※半日の区分は4時間です	1日5名	32-1319
子育て支援センター たけんこ (宮若西学童保育所併設)	月～金曜日 (祝日・年末年始は除く) 8時30分から17時	1歳から就学前までの幼児	1日 2,000円 半日 1,000円 ※半日の区分は4時間です	1日5名	52-2002

【手続きに必要なもの】 健康保険証、子ども医療証

お問い合わせ

子育て支援センター さくらんぼ TEL32-1319

※たけんこについてのお問い合わせや、登録もさくらんぼへ

放課後の居場所

妊娠・
生まれたら

医療機関

困った時の
相談窓口

親子交流の場

はじめての
集団生活

子育て
お手伝いします

放課後の居場所

各種制度・手当

毎日のくらしに
役立つ情報

学童保育所

学童保育所は、仕事や病気等の理由により保護者が放課後家庭にいない児童を対象に、放課後に適切な遊びの場や生活の場を提供します。

【対象児童】 次の2つの条件全部にあてはまる児童

- (1) 原則として、市内小学校に在学している児童であること
- (2) 放課後から17時頃まで、帰宅して児童を保護する人がいない家庭

学童名	所在地（電話番号）		定員
宮田南学童保育所	宮若市宮田 3461 (宮田南小学校内)	TEL090-4581-3563 TEL080-9105-0466	70人
宮田北学童保育所	宮若市龍徳 1207-1	TEL090-4581-7177 TEL080-9143-1506	80人
光陵学童保育所	宮若市磯光 1317-18	TEL090-7451-3485 TEL090-7451-5004	90人
宮若西学童保育所	宮若市竹原 1-1	TEL090-7451-8700 TEL080-9101-3973 TEL090-7451-5639	120人

【開所期間】 4月1日～翌年3月31日

ただし、日曜日、国民の祝日（振替休日を含む）及び8月13日～8月15日、
12月29日～1月3日は閉所します。

【利用時間】 放課後から18時30分まで（土曜日、長期学校休業日は、8時～18時30分まで）

【利用料】 3,200円（ただし、7・8月のみ5,000円）

（ひとり親家庭、きょうだい児利用2人目以降等1,700円。ただし、7・8月のみ
3,500円）

夏季休暇のみの利用（定員に余裕がある場合のみ）10,000円

（その他おやつ代、保護者会活動費用等別途有）

【委託先】 宮若市社会福祉協議会

お問い合わせ

各学童保育所

宮若市社会福祉協議会 TEL32-0335

子育て福祉課子育て支援係 TEL32-0517

スポーツ少年団

スポーツ少年団は、「1人でも多くの青少年にスポーツの喜びを!」「スポーツを通じて青少年のからだところを育てる組織を地域社会の中に!」との願いからつくられたスポーツクラブです。

スポーツの大好きな仲間たちが集まっています。

詳しくは、各代表者へお問い合わせください。



宮若市内で活動しているスポーツ少年団一覧表

種目	少年団名	活動場所	曜日	時間	代表者・連絡先
野球	宮若ホワイトファイターズ	自チーム専用球場	火/水/金	17時30分～19時30分	原田 正彦 090-9586-6121
			土/日/祝	練習試合等状況による	
	若宮ペガサス	市民グラウンド	火/水/金	17時30分～20時00分	久門 雅史 090-8418-9167
			土	9時00分～12時30分	
			日	9時00分～15時00分	
	笠松レッドファルコン	旧宮田中学校グラウンド	土/日	9時00分～17時00分	柿原 雅典 080-6419-0310
卓球	TEAM-P'	B&G 体育館	土	15時00分～18時00分	酒井 一洋 090-8664-8940
バスケットボール	みやたジュニア バスケットボールクラブ	宮田小学校体育館	火/木	19時30分～21時00分	三嶋 信彦 090-7446-8686
テニス	宮田ジュニア ソフトテニスクラブ	B&G テニスコート (3月～9月)	火/木	17時00分～19時00分	中村 近義 090-1927-6353
		光陵グリーンパークテニス コート(10月～2月)		17時00分～19時00分	
		B&G テニスコート	土/日	14時00分～18時00分	

種目	少年団名	活動場所	曜日	時間	代表者・連絡先
サッカー	宮田フットボールクラブ	光陵グリーンパーク 屋内練習場	火	18時00分～20時00分	岩崎 学 090-6291-8510 土/日 練習試合 等状況による
		B & G 体育館	木	18時00分～21時00分	
	FCわかみや	宮若西小学校	火/木	19時00分～21時00分	浅枝 亘 090-7980-6371
		旧若宮小学校グラウンド	土/日	8時30分～12時00分	
剣道	桜雲館剣道部	宮若市柔剣道場	火/水/金 土(第2・4)	18時00分～20時00分	小河内幹雄 080-3991-9963
	若宮八道館		旧若宮小学校体育館	月/水/金/土	
柔道	桜雲館少年柔道	宮若市柔剣道場	月/水/金	18時20分～20時00分	松尾 博司 090-1080-2959
空手	文武館空手道場	文武館空手道場	月/火/木/金	18時00分～21時00分	野上 生雄 080-1738-5671
			土	16時00分～22時00分	
	日本空手道 至道会館	宮田東小体育館又は 東町公民館	水	17時30分～19時00分	村田 幸俊 090-3195-7424
			土	15時30分～19時00分	
	フルコンタクト空手道 福本会館	宮田隣保館	火(隔週)	19時15分～20時30分	古田 敬吾 080-5219-6383
			木	18時30分～20時00分	
	秀義館	宮田南小学校体育館	火/木	18時00分～21時00分	吉原 英俊 080-1766-0550
			土	17時00分～21時00分	
バレー	若宮ジュニアバレーボール	市民体育館	月(第1・3除く) 水/金	18時00分～20時00分	佐藤 綾 080-6443-7307
			土	13時00分～17時00分	
			日	8時30分～17時00分	
			火	17時00分～19時30分	
新体操	梶原新体操クラブ	B & G 体育館	火	17時00分～19時30分	安部 由美 090-9589-8003
			金	17時00分～19時30分	
		旧若宮小学校体育館	木	17時00分～20時00分	
			土	13時00分～17時00分	
			日	9時00分～13時00分	
ドッジボール	若宮キッズ ドッジボールクラブ	旧若宮小学校体育館	水/木/金	17時30分～20時00分	大野 朱美 090-3412-1064
			土	9時00分～13時00分	
			日	13時00分～17時00分	
自転車	みやわか MTB クラブ	B & G 特設練習場	土	9時00分～12時00分	磯島 純一 090-7161-9526

妊娠・
生まれたら

医療機関

相談窓口
困った時の

親子交流の場

はじめての
集団生活

子育て
お手伝いします

放課後の居場所

各種制度・手当

毎日のくらしに
役立つ情報

各種制度・手当

児童手当

お問い合わせ先

子育て福祉課子育て支援係 ☎ 32-0517

家庭等における生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の健やかな成長に資するため、児童を養育している方に手当を支給する制度です。手当を受けるためには、手続きが必要です。

出生、転入等により受給資格が生じた場合は、市役所の窓口で手続きをしてください。詳しくは係へお問い合わせください。

手当の月額

児童の年齢	児童手当の額（1人当たりの月額）
3歳未満	一律 15,000 円
3歳以上小学校修了前	10,000 円（第3子以降は 15,000 円）
中学生	一律 10,000 円

※特例給付の対象者は一律 5,000 円を支給

【手 当 の 支 払 い】 毎年2月・6月・10月（それぞれの前月分までを支払います。）

【手続きに必要なもの】 ①請求者の銀行等の口座番号がわかるもの

②請求者の健康保険証等

③保護者のマイナンバーがわかるもの

④ご家族の事情により、その他の書類が必要となることがあります。

子ども医療費（乳幼児）公費負担制度

お問い合わせ先

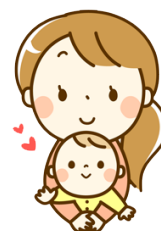
市民課国保年金係 ☎ 32-4004

【受給資格者】 満6歳に達する日以後の最初の3月末日までの乳幼児

【給付対象】 保険診療により支払った自己負担分の全額。ただし、附加給付金や他の公費負担がある場合は、その額を差し引きします。

【給付方法】 子ども医療証（乳幼児用）（市役所で申請が必要）と健康保険証を医療機関の窓口に提示してください。なお、県外では使用できませんが、子ども医療費支給申請書（市役所にあります）に必要書類（領収書等）を添付して市役所へ申請すると、保険対象内で支払った医療費が給付されます。※療養費支給証明が必要な場合があります。詳しくは、係へお問い合わせください。

【必要書類等】 申請書（市役所にあります）、乳幼児の健康保険証



子ども医療費(児童)公費負担制度

お問い合わせ先
市民課国保年金係 ☎ 32-4004

- 【受給資格者】** 通院：小学1年生から中学3年生までの児童
入院：小学1年生から中学3年生までの児童
※いずれも所得制限なし
- 【給付対象】** 保険診療による窓口負担額から下記の自己負担分を差し引いた額
自己負担（一医療機関につき）：通院 1,200円/月（上限） 入院 500円/日（月7日限度）
- 【給付方法】** 通院：子ども医療証(児童用)を発行します(市役所で申請が必要)。子ども医療証(児童用)と健康保険証を医療機関の窓口に表示してください。
入院：医療証は発行しません。医療機関窓口で自己負担分を一旦全額お支払いいただき、後日、子ども医療費支給申請書(市役所にあります)に必要な書類(領収書等)を添付して市役所へ申請すると、保険対象内で支払った医療費(差額)が支給されます。
※療養費支給証明書が必要な場合があります。詳しくは、係へお問い合わせください。
- 【必要書類等】** 申請書(市役所にあります)、児童の健康保険証

就学援助

お問い合わせ先
教育委員会学校教育課学校教育係 ☎ 32-1007

- 経済的理由によって、就学が困難と認める小中学校の児童生徒の保護者に対して、学用品費や給食費などの援助を行います。※所得による審査があります。
- 【必要書類等】** 印鑑、所得課税証明書等、当該児童生徒の通帳の写し(口座振込みを希望する場合のみ)
※毎年度、申請が必要です。

特別児童扶養手当

お問い合わせ先
子育て福祉課子育て支援係 ☎ 32-0517

- 精神又は身体が法で定める程度以上の障がいの状態にある児童(20歳未満)を家庭において監護又は養育している人に支給されます(所得制限あり)。詳しくは、係へお問い合わせください。
- 【必要書類等】** ①認定請求書 ②請求者及び対象児童の戸籍謄本 ③世帯全員の住民票(続柄・本籍がわかるもの) ④診断書 ⑤請求者の銀行等の口座番号がわかるもの ⑥マイナンバーのわかるもの(請求者、配偶者、児童、扶養義務者のもの) ⑦児童の身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳(お持ちの場合) ⑧その他必要な書類 ※診断書を省略できる場合があります。

支給額	種類	手当月額(児童1人につき)
(令和4年4月1日現在)	1級(重度)	52,400円
	2級(中度)	34,900円

【その他】 毎年8月に更新の手続きが必要です。

障害児福祉手当

お問い合わせ先

子育て福祉課障がい者福祉係 ☎ 32-0541

精神または身体に、著しく重度の障がいがあるため、日常生活において常時介護を必要とする 20 歳未満の在宅の障がいのある人に支給されます。

ただし、施設に入所しているときは、支給されません。

- 【必要書類等】 ①認定請求書 ②医師の診断書 ③関係機関調査に対する承諾書 ④所得状況届
⑤前年の所得証明書 ⑥請求者の属する世帯全員の記載がある住民票
⑦身体障害者手帳、療育手帳等の写し ⑧同意書 ⑨通帳の写し

支給額（令和4年4月1日現在）

月 額
14,850 円（令和4年4月～）

【その他】 毎年8月に更新の手続きが必要です。

児童扶養手当

お問い合わせ先

子育て福祉課子育て支援係 ☎ 32-0517

父母が離婚・父（母）の死亡によって、父（母）と生計を同じくしていない児童について、手当を支給する制度です（所得制限あり）。手当を受けようとする人の認定請求に基づいて支給しますので、市役所の窓口で手続きをしてください。詳しくは、係へお問い合わせください。

- 【必要書類等】 ①認定請求書 ②請求者及び対象児童の戸籍謄本（離婚日について記載のあるもの）③世帯全員の住民票（続柄・本籍がわかるもの）④年金手帳 ⑤請求者の銀行等の口座番号がわかるもの ⑥マイナンバーがわかるもの（保護者、対象児童のもの）⑦その他必要な書類

支給額（令和4年4月1日現在）

児童数	階層	全部支給	一部支給
1人		43,070 円	所得に応じて決まります

※2人以上のときは、全部支給の場合は 10,170 円、3人以上のときは、1人増えるごとに 6,100 円加算されます。
また、一部支給の場合は所得に応じて決まります。

【その他】 毎年8月に更新の手続きが必要です。

ひとり親家庭等 医療費公費負担制度

お問い合わせ先

市民課国保年金係 ☎ 32-4004

【受給資格者】ひとり親家庭の親及び児童（18歳未満）並びに父母のいない児童（18歳未満）及びその児童を養育する配偶者のない者（所得制限あり）

【給付対象】保険診療による窓口負担額から下記の自己負担分を差し引いた額
自己負担（一医療機関につき）：通院 800円／月（上限） 入院 500円／日（月7日限度）

【給付方法】ひとり親家庭等医療証（市役所で申請が必要）と健康保険証を医療機関の窓口に提示します。なお、県外では使用できませんが、ひとり親家庭等医療費支給申請書（市役所にあります）に必要書類（領収書等）を添付して市役所へ申請することにより、支払った医療費が給付されます。

※療養費支給証明書が必要な場合があります。詳しくは、係へお問い合わせください。

【必要書類等】申請書（市役所にあります）、戸籍謄本（親と児童が記載されているもの）、健康保険証のコピー、所得証明書（その年の1月1日に宮若市に住所がなかった場合に必要）

【その他】毎年8月に更新の手続きが必要です。



妊娠・
生まれたら

医療機関

困った時の
相談窓口

親子交流の場

はじめての
集団生活

子育て
お手伝いします

放課後の居場所

各種制度・手当

毎日の暮らしに
役立つ情報

毎日のくらしに役立つ情報

子育て応援の店

18歳未満のお子さんがある「子育て家庭」を応援する店です。「子育て応援の店」の登録店舗に子ども連れで行くと、商品の割引やベビーベッドの設置などそれぞれのお店による各種サービスや特典が受けられます。

お店によっては年齢制限がありますので、店舗情報にてご確認ください。



応援の店の一覧アドレス

kosodate-mise.pref.fukuoka.lg.jp

ふくおか子育てパーク

子育て相談窓口の案内や、子育てグループ、イベントの紹介、子育てコラムなど子育て情報がたくさん掲載されています。福岡県社会教育総合センターが運営するホームページです。

ふくおか子育てパークアドレス

<http://www.kosodate.pref.fukuoka.jp>

子育て用品リユースセンター

宮若市社会福祉協議会では、子育て世代の経済的負担の軽減と、地域全体で子育てを支援していくことを目的として、不要になった子育て用品を市民の方が自由に持ち込み、また必要とする方が自由に持ち帰ることのできる「子育て用品リユースセンター」をオープンしています。

【お寄せいただきたい用品】

ベビー用品：衣類・ベッド・ベビーカー等
キッズ用品：衣類・三輪車・幼稚園や保育園用品等
ジュニア用品：12歳くらいまでの衣類等
その他：おもちゃ・絵本・中等高等学校の制服
学習書等

【お引き取りできない用品】

肌着やおむつ等直接地肌に着用するもの、口に含むもの（哺乳瓶や歯固め等）、ぬいぐるみやそれに類するもの、公序良俗に反するもの、汚れや破損がひどくリユースできないもの

お問い合わせ

宮若市社会福祉協議会

宮若市宮田 4406-1 TEL32-0335 FAX32-1009

チャイルドシート貸出

チャイルドシートを必要としている子育て世帯を対象に、チャイルドシートの貸出を行っています。是非、ご活用ください。

【対象者】 宮若市在住者

【種類】 新生児対応型、幼児学童対応型

【貸出期間】 3カ月間。就学前まで何度でも更新可能

【必要なもの】 利用料 1,000円（更新ごと）、
免許証

お問い合わせ

宮若市社会福祉協議会

宮若市宮田 4406-1 TEL32-0335 FAX32-1009

